

東京大学大学院農学生命科学研究科  
生物材料科学専攻（木材物理学研究室） 助教 公募

1	職名	助教
2	募集人数	1名
3	採用予定日	令和8年4月1日（予定）
4	任期	あり5年、再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は5年以内 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
5	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6	所属	大学院農学生命科学研究科 生物材料科学専攻 木材物理学研究室
7	業務内容	1) 木質科学のうち木材物理学に関する教育・研究 2) 講義・演習科目(分担を含む) (学部) 生物材料物理学実験、木質構造科学実験、木質構造科学実習、森林科学実習、木質構造科学演習 (大学院) 生物材料科学演習、生物材料科学特別演習 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）
9	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等
10	給与	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 諸手当、賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）
12	応募資格	1) 博士号取得者（または採用日までに取得見込の者） 2) 優れた研究業績を有し、木材物理学をベースに、統計的手法、生理・心理的な手法等を用いて木質居住環境学の新しい研究を開拓できる者 3) 木材物理学研究室の現教員と協力して研究と学生の教育指導、ならびに研究室運営に熱意を持って取り組むことができる者 4) 上記「業務内容」欄の実習・演習を担当可能なこと 5) 日本語で行われる会議等でスムーズに意思疎通ができ、日本語でのメールや文書等のやりとりにも支障がないこと。
13	提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> 2) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 <a href="https://www.a.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/job/shobunrekitoushinkokusho.docx">https://www.a.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/job/shobunrekitoushinkokusho.docx</a> 3) 業績リスト 4) 主要論文別刷5編以内 5) これまでの研究概要と研究計画（合わせて2000字程度、図も使用可） 6) 教育方針（1000字程度） 7) 応募者に関する参考意見を問い合わせることのできる方2名の氏名・連絡先（住所、電話、メールアドレス等）
14	応募締切	令和7年10月17日（金）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。
15	書類送付先及び問い合わせ先	〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科 生物材料科学専攻 担当：青木謙治 TEL: 03-5841-5253 E-mail: aoken[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp（[at]は@に置き換えてください） 応募書類は郵送ではなく、電子メールもしくはそれに代替する方法で送付してください。メール送付の際には件名を「木材物理学研究室助教応募書類」としてください。応募を受け付けた者にはメールで返信するので、3日経っても返信がない場合は上記に問い合わせてください。

16	試用期間	採用日から14日間
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	その他	<p>応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</p> <p>東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</p> <p>受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）</p> <p>採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</p> <p>英語の能力を考慮します。</p>